

# 桜田小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定するケースが多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該児童生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

## 2 いじめ防止のための取組

### (1) 教職員による指導について

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ②教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ③児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ④常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。（何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する、学校だよりに掲載する等）
- ⑤一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにする。

## (2) 児童に培う力とその取組

### ①児童に培う力

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- 円滑に他者と児童のコミュニケーションを図る能力  
(自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力を育てる。)
- ストレスに適切に対処できる力  
(ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。)
- 自己有用感、自己肯定感

### ②その取組

- 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育、読書活動、体験活動などを充実させる。
- 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを行う。
- 生徒指導の機能を大切にしたい学級経営を進め、その充実を図りながら、一人ひとりが活躍できる集団づくりを行う。
- 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を大切にする。
- 児童が、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会を大切にする。
- 社会参画活動を推進する。

## (3) いじめ防止のための組織（法 22 条：必置）と具体的な取組

### ①いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止等対策委員会」を置く。

- 校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談担当  
養護教諭
- 校外関係者：学校評議員、主任校医

### ②当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組を行う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
  - ・いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
  - ・学校の教育活動全体の中で、学校の示した取り組みがなされているか、その取り組みが有効であるかを点検し、活動の提案を行う。
- いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

#### (4) 児童の主体的な取組

- ①児童会による活動等、児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。このような主体的な取組をとおし、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、複数で行ったりすることは、深刻な精神的危害になること等を学ぶ。
- ②児童会がいじめの防止に取り組むことは推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることなく、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

#### (5) 家庭・地域との連携

- ①学年、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- ②学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

### 3 早期発見の在り方

#### (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを早期に認知するよう努める。
- ②6月と11月に県教育委員会のアンケート調査（児童・保護者対象）を実施し全児童との面談を行う。また、それ以外の月に学校独自のアンケート調査（児童対象）と必要に応じた面談を行い、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ③休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

#### (2) 相談窓口などの組織体制

- ①相談窓口は、原則として担任または生徒指導主任が請け負う。
- ②児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ③相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ④教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ⑤児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

### (3) 地域や家庭との連携について 等

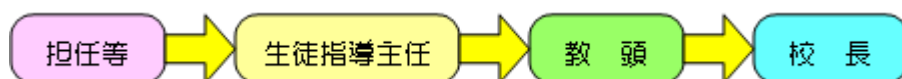
- ① より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ② 6月と11月に保護者アンケート（県教育委員会の調査）を実施し、家庭との連携協力体制を図る。

## 4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

### 1 児童の気になる情報をキャッチ

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いじめられた児童や保護者からの訴え | <input type="checkbox"/> 他の児童からのいじめ情報    |
| <input type="checkbox"/> 児童の言動によるいじめのサイン   | <input type="checkbox"/> アンケート調査、悩み調査 など |

### 2 情報を受けた教職員は校内で報告【単独での判断・対応は禁物。素早く組織で対応】



### 3 いじめ防止等対策委員会①（校内組織）【当該児童への聴取前】

- 【会議内容】
- 1 事実確認のための計画
    - 被害児童、加害児童、周囲の児童との面接
    - 役割分担
    - 保護者への連絡
  - 2 事実確認の項目
    - いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の構造）
    - いじめの動機や背景
    - 被害・加害児童の言動とその特徴
    - 保護者の情報
    - 教職員の情報 等

### 4 事実確認の実施【文書で集約】

- 【児童】 被害児童・加害児童・周囲の児童と事実確認を行う。
- 【保護者】 被害児童・加害児童の保護者に事実を伝える。

### 5 いじめ防止等対策委員会②（校内組織）

- 【会議の内容】
- 1 指導方針の検討・決定及び指導体制の確立
  - 2 いじめが長期化・複雑化した場合を想定した関係機関との連携の必要性の有無

### 6 いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復

日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒 など

### 7 いじめ防止等対策委員会③（校内組織）【継続指導・経過観察】

- 【経過観察】 経過観察後、三者面談（本人、保護者、担任等）を行い、現状を確認する。
- 【いじめのその後の検討】 指導後の状況を多角的に確認する。

### 8 最終いじめ防止等対策委員会（校内組織）【継続指導・経過観察】

- 【会議の内容】
- いじめ解決に関する判断
- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」  
被害者に対する心理的・行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）
  - ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」  
被害児童生徒本人及びその保護者保護者に面談等により確認する。

## ○ネットいじめへの対応 等

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ③ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

## 5 重大事態への対処

### (1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

※校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぐ）

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）によって構成する。

### (2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

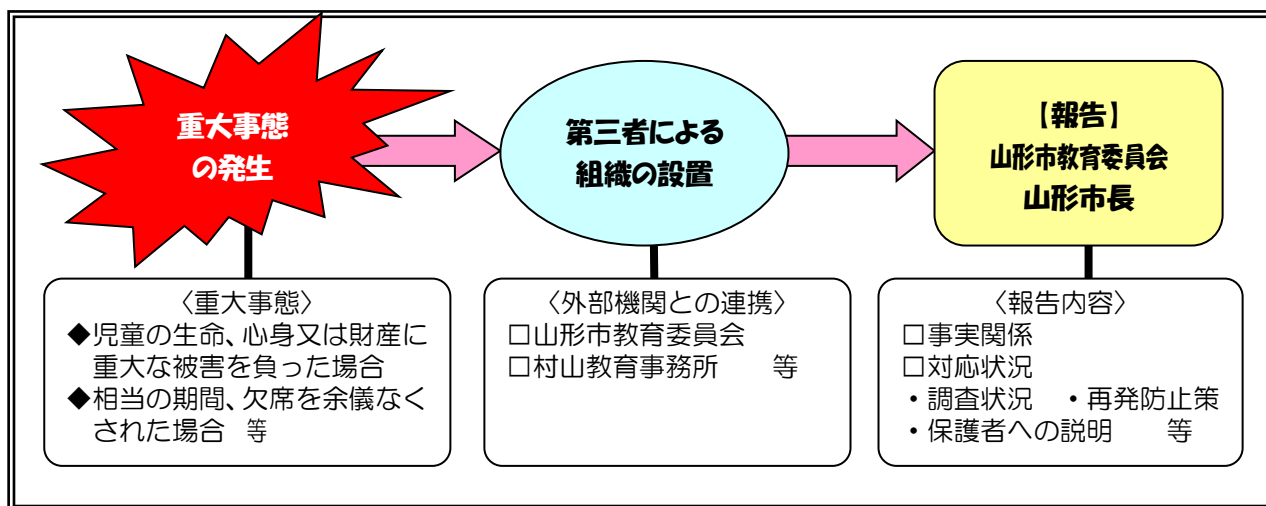
### (3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

〈「重大事態」への対処〉



6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ①「生活と心のアンケート」の実施、それを受けた児童との面談を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ②担任、教育相談担当、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ①児童にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ②指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。

7 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ①いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ②特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。

8 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル 等

①いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。

②学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

## 9 その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り班活動による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

平成30年3月1日 改定